

# 【卒業生の皆様】鍼灸・マッサージの免許を取得した方へ

療養費の受領委任取り扱いには施術管理者登録が必要になりました。

受領委任制度における療養費の取り扱い（健康保険を使用した鍼灸マッサージ施術）を行うに辺り令和3年より施術管理者登録が必須となりました。



今まで免許取得してすぐでも届け出を出せば保険を取り扱う事は出来たよ！

※諸条件はあります

令和3年1月1日より卒業後の  
《研修講座の単位》と《実務経験》  
が必須となりました

つまりどういう事・・・？

令和3年以降に開業する場合保険制度を使うには条件が付きます

**条件①**  
施術管理者研修を受ける！

東洋療法試験財団が主催する座学の講座を受けましょう。  
年に何度も開催しています。

**条件②**  
実務経験を積む

1年間の実務経験が求められます。  
どこでも良い訳では無く、保健所に開設届を提出し実務経験が1年以上ある有資格者と勤務をしないと認められません。

**★条件①②両方を満たすことで施術管理者になれます★**



つまり以前の様に卒業して  
すぐ開業は出来ないの？

卒業生には特例が  
あります

ざっとまとめましたが、正直このポスター1枚で全てを網羅する事は出来ません！

「卒業後すぐには開業しないなあ…」「保険は使う予定無いなあ…」という方もこういう制度があるという事は知っておいてください。

もし不明な点等ございましたら公益社団法人神奈川県鍼灸師会保険部でも定期的な初心者向け講習会等を開催する等、会員の皆様からのご相談を受け付けています。

卒業年の5月末までに確約書を提出しておくと

本来1年間の実務経験が必要な所  
**7日間(49時間)で済みます**

例：令和4年3月卒業生→  
令和4年5月末までに特例措置確約書の提出をすると実務経験期間が短縮されます！

※令和3年～令和7年卒業生迄の限定特例